

平成 30 年度 第 3 回鏡川清流保全審議会 会議録（要旨）

◇日時 平成 30 年 12 月 27 日（木）9：30 から 11：30 まで

◇場所 高知市たかじょう庁舎 6 階人事課会議室

◇出席者

〔委員〕 兼松方彦会長， 關伸吾職務代理者， 黒笹慈幾委員， 奥村栄朗委員， 中嶋澄恵委員，
堀澤栄委員， 松浦秀俊委員， 森下信夫委員， 吉富慎作委員
（代理委員＝片岡榮彦代理委員（高橋徹委員）， 森下正夫代理委員（高橋英雄委員））
－以上， 委員 11 名出席で審議会成立－
（欠席委員＝玉里恵美子委員）

〔事務局〕 宮村環境部長， 今西環境部副部長， 児玉環境政策課長，
高橋環境政策課長補佐， 山中自然保護担当係長，
依光主任， 山本主査補， 宮本主査補

〔業務受託者〕（株）西日本科学技術研究所 押岡・松熊（計 2 名）

- ◇議題 ①流域保全区域（仮称）での開発行為に係る配慮指針（骨子案）について
②景観形成区域に係る保全手法について

【審議事項】

- 1 流域保全区域（仮称）での開発行為に係る環境配慮指針の骨子（素案）について
（資料①-1・2）
- 2 景観形成区域の指定および保全の考え方（資料②-1～5）

【質疑応答】

- 1 流域保全区域（仮称）での開発行為に係る環境配慮指針骨子（素案）について
<資料①-1>

審議委員：環境配慮指針は多岐にわたる内容になっているが，従来から問題になっているそれぞれの部門での連携はどういうかたちになるのか。

⇒現状では，都市建設部と連携し，情報共有を行っている。来年度に庁内に横断的なワーキンググループを立ち上げる予定。その中で配慮の考え方等を共有した上で，ガイドラインや冊子の作成等について検討したいと考えている。（事務局）

<資料①-1>

審議委員：高知県は独自の生物資源を保有しているので，ミティゲーションにある代替資源の置換を行う場合は，「他地域からの移植については注意をする」という文言の追記をお願いする。

<資料①-1>

審議委員：河川管理者が河川管理上行う河川改修や利水権者が設置している工作物に関する改変にこの配慮指針は適用されるのか。

⇒河川管理者である高知県による河川工事は、治水と環境との調和への配慮の下に行われている。条例制定時も河川区域の取扱いについて河川管理者と協議を要したように、配慮指針を河川工事に適用できるかどうかは、高知県と情報共有しながら検討していく。(事務局)

<資料①-1>

審議委員：環境配慮指針は、開発行為のどこまでの時点を対象とするのか。工事完了後も含めての期間なのか明確にすること。工事完了後も含むのであれば、環境・景観の変化に係る配慮も必要となる。

<資料①-1>

審議委員：環境配慮指針の実効性はどのように担保していくのでしょうか。

⇒届出制には強制力がないため業者と議論を重ね行政指導を行うことがベースとなる。具体的な方策としては、提出書類の内容確認と現地状況の確認をもってチェックすることを想定している。現行の条文では高知市に現地への立入権限がなく、現地確認ができない状況なので、条例改正の際に条文の内容を整理しつつ、立入権限を付与することも検討する予定。(事務局)

⇒配慮方法を検討する上で根拠規定がなければ、配慮の着実な実施は期待できない。条例によっては、届出制であっても工事の中止・制限等の強制力を持つものもある。条例改正の際、検討をお願いします。(審議委員)

<資料①-1>

審議委員：配慮指針が抜け道リストになる可能性もある。事業者による配慮方法の検討は、清流保全の理念への同意書の提出を求めているかどうか。

環境配慮に対するインセンティブが働くよう、協力的な事業者が優遇されるような制度の導入を検討してはどうか。

<資料①-1>

審議委員：矢作川には、濁水防止のみならず、環境学習等の様々な取組が展開しているので、参考にされたい。矢作川は、河川環境の改善に先進的に取り組んでいることは、環境に携わる人には知られているが、一般の人はほとんど知らない。このような先進事例を市民に紹介することも重要。

<資料①-1>

審議委員：以前、河川への土砂還元が住民の反対によって中止となったことがある。開発行為の内容を事前に地域に周知することが重要。

⇒高知県の「太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドライン」では、住民説明会の実施を明文化しているが、関係する既往法令ではそこまで明文化されていない。鏡川清流保全条例の改正にあたっては、高知市から市民に対して開発行為の内容の公表を想定しているが、住民説明会の実施も視野に入れて検討を進めたい。(事務局)

<資料①-1>

審議委員：工事仮設道の設置に係る配慮については、低コストで災害に強い四万十方式が参考になる。

【質疑応答】

2 景観形成区域の指定および保全の考え方

<資料②-2>

審議委員：景観形成区域における取組の実効性を確保するためには、多数の市民の応援が求められる。そのためには、情報発信が重要であり、報道機関を早めに巻き込んでおくのがよい。そのためのスケジュールについて、議論したい。

三つの指定候補地を改めて、視察したい。現地を実際に訪れることが、委員のみならず、地域のモチベーションにもつながることが期待できる。

下流市民の関心を鏡川や中上流域に向かわせることが重要。そのための取組内容について、提言書とりまとめまでに議論したい。

<資料②-2, ②-4>

審議委員：坂口地区のキーパーソンへのヒアリングは、これまでになく短い時間で決定した。このことは、高知市が坂口地区に関心を向けていることに対する住民の期待の表れと思われる。

坂口地区は、鏡地区でも美しい景観が残る場所として認識されていて、ここが注目されるということは、鏡地域全体として盛り上がる一つのきっかけになる。

<資料②-3・資料②-4>

審議委員：指定候補地は、資料に示された3地区で全てか。今後、増える予定はあるのか。

⇒当面は、この3地区をベースに具体的な議論を行っていく。(事務局)

<資料②-2>

審議委員：報道機関のモチベーションのため、視察には報道機関が同行できるとよい。これからの時代は情報戦が非常に重要になってくる。下流域の市民の応援を得るためには、報道を通じ、専門家が審議しているという重みを見せることも効果的ではないか。

<資料②-2>

審議委員：数十年前は、下流域でも釣り人が並び、その間で子どもが遊ぶ光景が当たり前だった。

その姿が100年後に復活すると、その価値はより高いものになる。景観形成区域の考え方に過去の都市の中での景観・暮らしの復活というものも盛り込むことはできないか。

<資料②-2, ②-4>

審議委員：鏡川清流保全条例に基づく指定区域であるので、水系の中で暮らしを捉えることが必須。例えば、久礼野地区であれば、鏡川の最上流にある暮らしと捉える。

<資料②-2>

審議委員：鏡川流域の100年後の姿について、川舟を使ったアユ漁は、資源保護のため、平成30

年度から禁止されている。

<資料②-2>

審議委員：都市部の人が山に入ってくるときに、その地域の人は完全にオープンな状態であるべき。

人口減少についての将来予測が出ているが、その変動予測に基づいた将来像によって、指定する区域や計画などを検討しておかないと現実的でないものになる。

今残したい地域に限らず、今後、力を入れようとしている地域も候補地として検討してはどうか。

⇒高知市として、市全体の設計図を描く必要がある。また、取組を継続させるための具体策の検討をしてもらいたい。(審議委員)

<資料②-2>

審議委員：いずれの地区にしても景観形成区域の住民だけで景観を守ることは不可能と考えた方がよい。下流域の住民を巻き込み、中上流域へのマンパワーの供給につなげるための方法を具体化するべき。

実際に地域に入り、取組を回すことができる人材を送り込むことが重要。

<資料②-2>

審議委員：時の流れとともに人は変わるので、将来像設定や制度運用は柔軟に対応していくしかない。

川で生業を営む人々は、資源保護に真剣に取り組んでいる。時代の要請に応じた川の在り方を考える上で、そういった立場の委員の意見を是非尊重して欲しい。

⇒河川区域に対して、直接関与できないことは、本条例の弱点といえる。(審議委員)

⇒河川管理者である高知県は、安全確保を最優先に、河川環境の保全とのバランスを図りながら河川事業に取り組んでいる。河川事業に対する要望については、提言書に盛り込んで高知市を通じて高知県に上げる方法が考えられる。(審議委員)

<資料②-2>

審議委員：下流域の市民に理解してもらうことも重要だが、候補地の周辺の人にも考えてもらうことが必要。実際に、候補地の人たちだけではやることは限られてしまう。区域指定の考え方や場所を周知するとともに、他の地域でも手を上げるところはないか、その人たちができることはなにかということを考えてもらってはどうか。

⇒下流域の住民が中上流域の暮らしをサポートするきっかけと流れを作ることが、景観形成区域の指定の意義となる。具体的な方策として、アダプト制度等が参考になる。(審議委員)

<資料②-2>

審議委員：景観形成区域の指定と鏡川の清流保全との関連性が見えない。

⇒景観を切り口にする上でも、暮らしと水との関係を明確にしておく必要がある。(審議委員)